



EPA締結国・地域における拡張累積等に関する調査

目次

EUにおける拡張累積等の導入実績	3
EU-ベトナム FTAにおける対角累積	5
- ASEAN加盟国原産の水産品に対する対角累積の適用	6
- 韓国原産の繊維素材に対する対角累積の適用	10
- EU-ベトナム双方がFTAを締結する第三国原産の繊維素材に対する対角累積の適用	14
EUにおける拡張累積等にかかる検認の実施方法	17
累積の活用事例	19
- 日本における累積の活用事例	20
- EUにおける累積の活用事例	26
- 日本とEUにおける累積の活用事例を踏まえた考察	34

EUにおける拡張累積等の導入実績

EUにおける拡張累積等の導入実績

各累積規定の定義とEUにおける適用状況および日本との関連性

EUが締結しているFTAにおいて導入されている累積規定には、以下の類型が存在する。なお、各FTAにおける累積規定の導入状況は、「Appendix 1: EUにおける累積規定の導入実績」においてエクセル形式にて取りまとめている。

二国間累積（Bilateral Cumulation）

- FTA締約相手国における原産品を自国原産のものとみなして生産に使用することができる規定。
- 日EU EPAを含むEUが締約国となっているFTAには、一般的に二国間累積に関する規定が含まれている。

対角累積（Diagonal Cumulation）

- 締約国双方がFTAを含む貿易協定を締結している第三国の原産材料を使用して、締約国である最終生産国において作業・加工を行った場合、当該原産材料を当該最終生産国の原産材料と見做すことができる規定。
- EUが締結するFTAにおいては、汎欧州・地中海地域特惠原産地規則に関する地域条約（PEM - Regional Convention on pan-Euro Mediterranean Preferential Rules of Origin）に基づいて対角累積を適用しているものが大半となっている。
- 次いで、特定の国・地域（EU加盟国特別領域、アフリカ・カリブ海・太平洋諸国等）を指定して対角累積を適用しているものが多い。
- 締約国双方がFTAを締結している国に対して対角累積を適用する規定を設けているFTAは、EU-ベトナム FTA（2020年8月発効）やEU-シンガポール FTA（2019年11月発効）など、比較的近年締結された一部のFTAに限られている。

拡張累積（Extended Cumulation）

- EUがFTAを締結している第三国の原産材料を使用して、EUにおける一般特惠関税制度（GSP – Generalized System of Preference）の受益国において作業・加工を行った場合、EU GSPにおいて当該原産材料を当該受益国の原産材料と見做すことができる規定。
- 日本はEUと日EU EPAを締結しているため、EU GSPにおける拡張累積の対象国となり得る。ただし、拡張累積を適用するためには、受益国からEUへの要請および拡張累積に関与する国（日本）と当該受益国間での行政協力および行政協力にかかるEUへの通知が必要となる。2021年3月15日現在、EU GSPにおける日本への拡張累積の適用は認められていない。

地域累積（Regional Cumulation）

- EU GSP の下で定められている受益国の地域グループにおいて、ある国の原産材料を使用して他の国において作業・加工を行った場合、当該原産材料を当該他の国の原産材料と見做すことができる規定。
- 上記の地域グループには、ASEAN、中米、南アジア、南米の4つのグループで構成されており、日本はEU GSPの受益国ではなく地域グループに属さないため、地域累積の対象とはならない。

EU-ベトナム FTAにおける対角累積

ASEAN加盟国原産の水産品に対する対角累積の適用

ASEAN加盟国原産の水産品に対する対角累積の適用（1/3）

対象となる原材料・最終製品

対象国：

- ASEAN加盟国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、ラオス）のうち、EUとFTAを締結しており、かつ、議定書1 第3条 第5項に規定されている適用要件（次ページ参照）を満たす国

対象原材料：

- HSコード：0307.41（いか - 生きているもの、生鮮のものおよび冷蔵した生きているもの）
- HSコード：0307.51（たこ - 生きているもの、生鮮のものおよび冷蔵したもの）

対象最終製品：

- HSコード：1605.54（いかの調製品）
- HSコード：1605.55（たこの調製品）

※ EU-ベトナムFTAはHS2012に準拠しており、上記原材料および最終製品のHSコードはHS2012に基づいたものとなる。

協定文関連箇所

[Paragraph 2, Article 3 of Protocol 1](#)

“Materials listed in Annex III to this Protocol (Materials Referred to in Paragraph 2 of Article 3) originating in an ASEAN country which applies with the Union a preferential trade agreement in accordance with Article XXIV of GATT 1994, shall be considered as materials originating in Viet Nam when further processed or incorporated into one of the products listed in Annex IV to this Protocol (Products Referred to in Paragraph 2 of Article 3)”

[Annex III to Protocol 1](#)

HS	Descriptions
0307 41	Live, fresh or chilled cuttlefish and squid
0307 51	Live, fresh or chilled octopus

[Annex IV to Protocol 1](#)

HS	Descriptions
1605 54	Prepared or preserved cuttlefish and squid
1605 55	Prepared or preserved octopus

ASEAN加盟国原産の水産品に対する対角累積の適用（2/3）

対角累積の適用要件

必要な行政協力および通知

- 各ASEAN加盟国の原材料に対して対角累積の適用を開始するためには、以下の条件を満たす必要がある。
 - a. 対角累積の対象となるASEAN加盟国が以下を確約する。
 - i. 協定文の議定書1を遵守する、もしくは遵守を確約する。
 - ii. EUに対して、および累積に関与するASEAN加盟国間において、議定書1における規定を正しく遂行するために必要となる行政協力を行う。
 - b. 上記aの確約についてEUに通知する。
 - c. 付属書IVに記載されている累積を適用して、ベトナムの原産品と見做された製品にEUが適用する関税は、累積に関与するASEAN加盟国原産の同製品に適用される関税率と同率以上の関税率とする。

対角累積の発効状況（2021年3月15日現在）

- EU-ベトナム FTA発効時（2020年8月）において、本対角累積は適用されない旨をベトナム当局が確認しており、2021年3月15日現在も適用されていない。

協定文関連箇所

[Paragraph 5, Article 3 of Protocol 1](#)

“The cumulation provided for in paragraphs 2 to 4 applies if:

(a) the ASEAN countries involved in the acquisition of the originating status have undertaken to:

(i) comply or ensure compliance with this Protocol; and

(ii) provide the administrative cooperation necessary to ensure the correct implementation of this Protocol both with regard to the Union and among themselves;

(b) the undertakings referred to in subparagraph (a) have been notified to the Union; and

(c) the tariff duty the Union applies to the products listed in Annex IV to this Protocol obtained in Viet Nam by use of such cumulation is higher than or the same as the duty the Union applies to the same product originating in the ASEAN country involved in the cumulation.”

ASEAN加盟国原産の水産品に対する対角累積の適用（3/3）

原産地規則および原産地証明

原産地規則

- EUが対角累積適用の対象国と締結しているFTAの原産地規則に従う。例えば、EUがFTAを締結しているシンガポールが、本対角累積の対象国となる場合、シンガポールにおける原産性判定は、EU-シンガポールFTAにおける原産地規則を適用して行う。

原産地証明方法

- 対角累積を適用するASEAN加盟国産の原材料については、当該ASEAN加盟国から直接EUへ輸出される場合と同様の方法で、原産地を証明する必要がある。
- ASEAN加盟国産原材料に対して対角累積を適用した結果ベトナム原産品と判定された最終製品について、その原産地証明書には「Application of Article 3 (2) of Protocol 1 to the Viet Nam - EU FTA」を記載する必要がある。

協定文関連箇所

[Paragraph 3, Article 3 of Protocol 1](#)

“For the purpose of paragraph 2, the origin of the materials shall be determined according to the rules of origin applicable in the framework of the Union's preferential trade agreements with those ASEAN countries.”

[Paragraph 4, Article 3 of Protocol 1](#)

“For the purpose of paragraph 2, the originating status of materials exported from an ASEAN country to Viet Nam to be used in further working or processing shall be established by a proof of origin as if those materials were exported directly to the Union.”

[Paragraph 6, Article 3 of Protocol 1](#)

“Proofs of origin issued by application of paragraph 2 shall bear the following entry: “Application of Article 3 (2) of Protocol 1 to the Viet Nam - EU FTA”. ”

韓国原産の繊維素材に対する対角累積の適用

韓国原産の繊維製品に対する対角累積の適用（1/3）

対象となる原材料・最終製品

対象国

- 韓国（ただし、議定書1 第3条 第10項に規定されている適用条件（次ページ参照）を満たす必要がある）

対象原材料

- 繊維素材（協定文上でHSコードの指定はなく、「Fabrics」とのみ規定されている。ただし、韓国原産の繊維素材に対して、ベトナム国内で、議定書1 第6条に規定されている「不十分な作業および加工（Insufficient Working or Processing）」以上の加工が行われる必要がある。
- 例えば、韓国原産の繊維素材をベトナムへ輸出し、ベトナムにおいてアイロンがけおよび梱包作業のみを行った場合、当該作業は「不十分な作業および加工」と見做されるため、当該繊維素材に対して対角累積を適用することはできず、結果として完成品をベトナム原産品とすることはできない。

対象最終製品

- HSコード：61類および62類の衣類

協定文関連箇所

[Paragraph 7, Article 3 of Protocol 1](#)

“Fabrics originating in the Republic of Korea shall be considered as originating in Viet Nam when further processed or incorporated into one of the products listed in Annex V to this Protocol obtained in Viet Nam, provided that they have undergone working or processing in Viet Nam which goes beyond the operations referred to in Article 6 (Insufficient Working or Processing).”

[Annex V to Protocol 1](#)

HS	Descriptions
Chapter 61	Articles of apparel and clothing accessories, knitted or crocheted
Chapter 62	Articles of apparel and clothing accessories, not knitted or crocheted

[Paragraph 1, Article 6 of Protocol 1 Insufficient Working or Processing](#)

韓国原産の繊維製品に対する対角累積の適用（2/3）

対角累積の適用要件

必要な行政協力および通知

- 韓国産の原材料に対して対角累積の適用を開始するためには、以下の条件を満たす必要がある。
 - a. 韓国とEUがFTAを締結していること。
 - b. 韓国とベトナムが以下の事項を確約し、EUに通知すること。
 - i. 協定文の議定書 1第3条の累積規定を遵守する。
 - ii. EUに対して、および韓国・ベトナム間の双方において、議定書1における規定を正しく遂行するために必要となる行政協力を行う。

対角累積の発効状況（2021年3月15日現在）

- 2020年12月23日に、ベトナムおよび韓国が、上記 i および ii を確約することを合意し、その旨をEUに対して通知した。このことにより、同日より韓国原産の繊維素材に対する対角累積の適用が開始された。

協定文関連箇所

[Paragraph 10, Article 3 of Protocol 1](#)

“The cumulation provided for in paragraphs 7 to 9 applies if:

(a) the Republic of Korea applies with the Union a preferential trade agreement in accordance with Article XXIV of GATT 1994;

(b) the Republic of Korea and Viet Nam have undertaken and notified to the Union their undertaking to:

(i) comply or ensure compliance with the cumulation provided for by this Article; and

(ii) provide the administrative cooperation necessary to ensure the correct implementation of this Protocol both with regard to the Union and between themselves. “

[Article 5.3.3, Guidance of Rules of Origin, EU-Vietnam Free Trade Agreement](#) On 23 December 2020, Vietnam and South-Korea notified to the European Union the undertaking referred to in Article 3(10)(b). Therefore, the 2 conditions of Article 3(10) are fulfilled and the cumulation in Vietnam for fabrics originating in South Korea provided for in Article 3(7) EVFTA Origin Protocol is applicable as from 23 December 2020.

韓国原産の繊維製品に対する対角累積の適用（3/3）

原産地規則および原産地証明

原産地規則

- EU-韓国FTAの原産地規則に従う。ただし、EU-韓国FTAにおける「原産品の定義および行政協力の方法に関する議定書」の[附属書2\(a\)](#)の規定（EU輸入時における関税割当の適用を条件とした原産地規則）を除く。

原産地証明方法

- 対角累積を適用する韓国原産の原材料については、韓国から直接EUへ輸出される場合と同様の方法で原産地を証明する必要がある。
- 韓国原産の原材料に対して対角累積を適用した結果、ベトナム原産品と判定された最終製品については、その原産地証明書には「Application of Article 3(7) of Protocol 1 to the Viet Nam - EU FTA」を記載する必要がある。

協定文関連箇所

[Paragraph 8, Article 3 of Protocol 1](#)

*“For the purpose of paragraph 7, the origin of the fabrics shall be determined in accordance with the rules of origin applicable in the framework of the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part, except for the rules set out in * Annex II(a) to the Protocol concerning the Definition of "Originating Products" and Methods of Administrative Cooperation of that preferential trade agreement. ”*

[Paragraph 9, Article 3 of Protocol 1](#)

“For the purpose of paragraph 7, the originating status of the fabrics exported from the Republic of Korea to Viet Nam to be used in further working or processing shall be established by a proof of origin as if those fabrics were exported directly from the Republic of Korea to the Union. ”

[Paragraph 11, Article 3 of Protocol 1](#)

“Proofs of origin issued by Viet Nam by application of paragraph 7 shall bear the following entry: "Application of Article 3(7) of Protocol 1 to the Viet Nam - EU FTA". ”

EU-ベトナム双方がFTAを締結する第三国原産の 繊維素材に対する対角累積の適用

EU-ベトナム双方がFTAを締結する第三国原産の繊維素材に対する対角累積の適用 (1/2)

対象国および原材料

対象国

- EU-ベトナム双方がFTAを締結している第三国
- ただし、当該第三国原産の繊維素材に対する対角累積の適用について、協定文17条2項に基づき貿易委員会の下に組成される税関委員会（Committee on Customs）の決定を受ける必要がある
- 当該決定は、一方の締約国からの要請に基づいて行うものとされ、また、税関委員会は当該決定を行う際、他方の締約国の利益および本協定の目的を考慮するものとされている。

対象原材料

- 当該第三国原産の繊維素材（協定文上でHSコードの指定はなく、「Fabrics」とのみ規定されている。）ただし、当該第三国原産の繊維素材に対して、ベトナム国内で、議定書1 第6条に規定されている「不十分な作業および加工（Insufficient Working or Processing）」以上の加工が行われる必要がある。
- 例えば、仮に日本が当該第三国となる場合、日本原産の繊維素材をベトナムへ輸出し、ベトナムにおいてアイロンがけおよび梱包作業のみを行った場合、当該作業は「不十分な作業および加工」と見做されるため、日本原産の繊維素材に対して対角累積を適用することはできず、結果として完成品をベトナム原産品とすることはできない。

協定文関連箇所

[Paragraph 12, Article 3 of Protocol 1](#)

“On request of a Party, the Committee on Customs established pursuant to Article 17.2 (Specialised Committees) of this Agreement, may decide that fabrics originating in a country with which both the Union and Viet Nam apply a preferential trade agreement in accordance with Article XXIV of GATT 1994 shall be considered as originating in a Party when further processed or incorporated into one of the products listed in Annex V to this Protocol obtained in that Party, provided that they have undergone working or processing in that Party which goes beyond the operations referred to in Article 6 (Insufficient Working or Processing). “

[Paragraph 13, Article 3 of Protocol 1](#)

“When taking the decision on the request for cumulation and its modalities referred to in paragraph 12, the Committee on Customs shall take into account the interests of the other Party and the objectives of this Agreement.”

EU-ベトナム双方がFTAを締結する第三国原産の繊維素材に対する対角累積の適用 (2/2)

対象最終製品および発効状況

対象最終製品

- HSコード：61類および62類の衣類

対角累積の発効状況（2021年3月15日現在）

- EU-ベトナム FTA発効時（2020年8月1日）において当累積は適用されておらず、2021年3月15日現在においても適用されていない。

協定文関連箇所

[Paragraph 12, Article 3 of Protocol 1](#)

“On request of a Party, the Committee on Customs established pursuant to Article 17.2 (Specialised Committees) of this Agreement, may decide that fabrics originating in a country with which both the Union and Viet Nam apply a preferential trade agreement in accordance with Article XXIV of GATT 1994 shall be considered as originating in a Party when further processed or incorporated into one of the products listed in Annex V to this Protocol obtained in that Party, provided that they have undergone working or processing in that Party which goes beyond the operations referred to in Article 6 (Insufficient Working or Processing). “

[Paragraph 13, Article 3 of Protocol 1](#)

“When taking the decision on the request for cumulation and its modalities referred to in paragraph 12, the Committee on Customs shall take into account the interests of the other Party and the objectives of this Agreement.”

EUにおける拡張累積等にかかる検認の実施方法

EUにおける拡張累積等にかかる検認の実施方法

検認のプロセス

検認における輸出入国当局/事業者間でのコミュニケーションのパターン

検認には、輸入国当局が原産品にかかる情報の提供を要請する先に応じて、以下の3つのパターンが存在する。輸入国当局は、各FTAにおいて定められた方法に従って検認を実施する。

- 輸出者に対する間接検認：輸入国当局が輸出国当局を通じて、輸出者若しくは生産者に対して間接的に原産品にかかる情報の提供を要請するパターン。一般的には第三者証明の場合に用いられるが、EUが締結しているFTAにおいては自己証明の場合にも用いられるものが複数存在する。
- 輸出者に対する直接検認：輸入国当局が輸出者若しくは生産者に対して、直接原産品にかかる情報の提供を要請するパターン。一般的には自己証明の場合に用いられるが、EUが締結しているFTAにおいては自己証明の場合にも、前述の「輸出者に対する間接検認」が用いられるものが複数存在する。
- 輸入者に対する直接検認：輸入国当局が輸入者に対して、直接原産品にかかる情報の提供を要請するパターン。一般的に輸入者自己証明が利用された場合に用いられる。

拡張累積等を適用した原産品に対する検認の実施

- 拡張累積等を適用してFTAを活用する場合、原産地証明書（原産地に関する申告文等を含む）に所定の文言を記載する旨が、各FTAにおいて規定されている。
- 例えばEU-ベトナム FTAにおいては、韓国原産の繊維素材に対して対角累積を適用した場合には、原産地証明書に「*Application of Article 3(7) of Protocol 1 to the Viet Nam - EU FTA*」と記載する必要がある。
- 当該規定は、輸入国当局が拡張累積等の適用に関して把握している情報は、上記に例示した所定の文言程度の情報に限られ、具体的な原材料名や生産者等、詳細な情報を入手する運用とはなっていないことを示している。
- 従って、拡張累積等を適用した原産品についても、各FTAにおいて規定された通りに輸入国/輸出国間で検認を実施し、輸入国当局が拡張累積等の対象国における輸出者若しくは生産者に対して、直接原産材料にかかる情報の提供を要請することはない。例えばEU-ベトナム FTAにおいて、韓国原産の繊維素材に対して対角累積を適用した場合、輸入国であるEU加盟国当局が、韓国の当局若しくは輸出者/生産者に対して直接情報の提供を要請することなく、ベトナム当局を通じて検認を実施することになる。

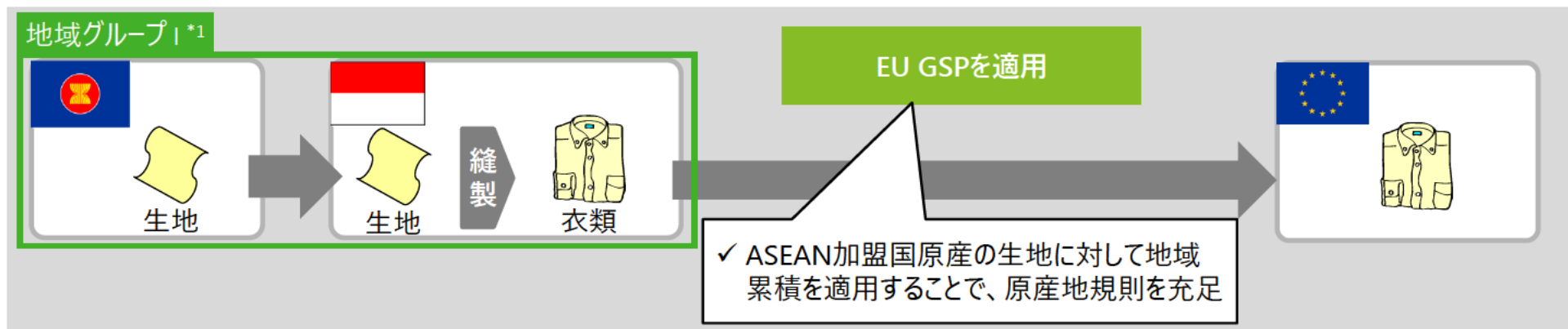
累積の活用事例

日本における累積の活用事例

日系アパレルメーカー A社の事例（1/2）

EU GSPにおける地域累積の活用事例

ASEAN加盟国原産の生地を利用してインドネシアで衣類を製造し、EUへ衣類を輸出



- EU GSPでの地域累積では、各地域グループ内において一つの国の原産材料が他の国で更に作業または加工される場合、当該原材料を当該他の国の原産材料と見做すことが認めれている。日系アパレルメーカーA社は、EU GSPにおける地域累積を活用してEUへ衣類を輸入している。
- A社は、EU GSPの地域グループIに所属するASEAN加盟国原産の生地を使用して、同グループに所属するインドネシアにおいて衣類を製造している。地域累積を適用しない場合、衣類はインドネシアにおいて原産地規則を充足しないが、地域累積を適用することにより地域グループ内で原産地規則を充足し、EUへの輸入時にGSP税率の適用を受けている。
- A社はEU GSPにおける原産性判定に関してガイドラインを作成し、関連各社へ配布している。しかし、原産性判定の業務自体は各社に一任しており、A社が深く関与することはない。各生産者は各地域グループ内のサプライヤーから、EU GSPにおける原産地に関する申告文（Statement on Origin）が記載されたインボイス等の商業書類を入手し、これを証憑として原産性判定を行っている。
- 生産者およびそのサプライヤーにおける原価情報や製造工程等の機密情報は、A社に開示不可能であるケースが多いため、上述の通りA社は生産者の原産性判定業務に深く関与することはできない。一方で、その場合、生産者およびサプライヤーの原産性判定の誤りに起因する、検認時の追徴課税のリスクが残るため、原産性判定の正確性および透明性の確保が今後の課題となっている。

*1 地域グループI：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム

※ 企業における累積の活用事例は、匿名とすることを条件にヒアリング等によって調査を行っているため、機密情報等を適宜割愛している。

日系アパレルメーカー A社の事例（2/2）

今後の累積の活用見込み

- 比較的安価な価格帯の衣類については、原材料の多くを中国、ASEAN等の日本以外のアジア諸国から調達し、アジア域内の工場で縫製を行うサプライチェーンが一般的である。従って、これらの国が累積の枠組みで繋がり、日本輸入時にFTAを適用することができれば、A社にとって有益な制度と考えられる。
- 一方、日本発のサプライチェーンにおける拡張累積等の活用については、日本原産の高品質な生地をアジア域内の工場で縫製し、EU等へ製品を輸出するケースが考えられるが、規模としては大きくない。従って、日本原産の繊維に対してEU GSPやEU-ベトナム FTA等で拡張/対角累積が認められても、活用の余地は限定的と考えられる。
- 今後拡張累積等の活用を更に推進していくためには、原価情報、製造工程等の原産品（材料含む）の情報に対する透明性の確保が必要となる。透明性を確保できない場合、A社自身が原産性判定の正確性を確認する術がなく、前ページに記載した通り検認時の追徴課税のリスクが残り続ける。
- 原産品の情報に対する透明性確保の実現は、各社の企業努力では限界があるため、グローバルレベルで情報を管理し、サプライチェーンの各段階における原産品の情報を当事者間のみで共有できるような仕組みづくりが必要であると考ええる。

日系化学・繊維メーカー B社の事例（1/2）

ATIGAにおける域内累積の活用

ASEAN加盟国原産の繊維原料を利用してタイで繊維製品を製造し、ASEAN各国へ輸出



- B社は、インドネシアを中心とするASEAN加盟国原産の繊維原料を使用して、タイの製造子会社において繊維製品を製造している。ATIGA（ASEAN Trade in Goods Agreement）における域内累積を適用しない場合、繊維製品はタイにおいて原産地規則を充足しないが、域内累積を適用することによりASEAN域内で原産地規則を充足し、ASEAN各国での輸入時に特惠関税率の適用を受けている。
- ASEAN各国からタイへ繊維原料を輸入する際にも、ATIGAにおける原産地証明書であるForm Dを取得のうえで特惠関税率の適用を受け、当該Form Dを証憑として域内累積の適用を行っている。
- B社は、本社に通商・関税統括機能を置いており、海外の生産拠点に対して品目分類、関税評価、FTA活用等にかかるガイドラインを作成のうえ、周知徹底を行っている。
- なお、FTAの活用に係るガイドライン中で累積の適用に関しても言及はしているものの、具体的な運用方法について詳細な指示を行ったことはなく、各国の判断で運用している。
- 上述の通商・関税統括機能では、これまで域内累積の適用に関連した検認の実施、追徴課税の請求など、輸入国税関とのトラブルが生じた事例はないと認識している。

※ 企業における累積の活用事例は、匿名とすることを条件にヒアリング等によって調査を行っているため、機密情報等を適宜割愛している。

日系化学・繊維メーカー B社の事例（2/2）

今後の累積の活用見込み

- 拡張累積等の適用範囲が広がり、使い勝手が良いものとなるのであれば、積極的に活用していきたい。特にRCEPが合意されたいま、直近で日本が関わるFTAにおいて大きな動きがあるものはないと想定されるため、拡張累積によって既存のFTAの活用の幅が広がることになれば、B社のみならず業界にとって有益な話になると考える。
- FTAの活用においては、累積の適用をなくしても一定のコンプライアンス義務があるため、累積の適用によるコンプライアンス義務はその延長線上にあるものと捉えている。従って、拡張累積等の適用範囲が広がった場合においても、特段社内で新たなルールを設定するのではなく、現行の体制を活かして累積を活用できると考える。
- 個別のFTAに関して、日本原産の原料を用いてベトナムで最終製品を製造のうえEUへ輸出するサプライチェーンは、現時点では存在しないため、EU-ベトナムFTAにおいて日本の原料に拡張累積を適用することはない。
- RCEPについては、域内累積をどのように活用できるかの検証をまだ行っていないため、RCEPの発効までに確認のうえ、効果的に活用していきたい。

日系電機メーカー C社の事例

EU GSPにおける地域累積の活用事例

ASEAN加盟国原産の電子部品を利用してマレーシアで電気機器を製造し、EUへ輸出



- 前述のA社の事例と同様、日系電機メーカーC社は、EU GSPにおける地域累積を活用してEUへ電気機器を輸入している。
- C社は、EU GSPの地域グループ I に所属するASEAN加盟国原産の電子部品等を使用して、同グループに所属するマレーシアの製造子会社において電気機器を製造している。地域累積を適用しない場合、電気機器はマレーシアにおいて原産地規則を充足しないが、地域累積を適用することにより地域グループ内で原産地規則を充足し、EUへの輸入時にGSP税率の適用を受けている。
- C社は、本社がFTA・GSPの活用のためのサプライヤーに関するガイドラインを作成している。また、地域統括会社であるシンガポールに、本社の通商・関税統括機能や調達機能を置いており、前述のガイドラインに沿った運用を行っている。
- シンガポール統括会社は、マレーシアの製造子会社に対して、ガイドラインに沿ったサプライヤー管理の実施有無を定期的に確認し、報告を受けている。なお、地域グループ I における地域累積規定の活用にあたっては、マレーシアの製造子会社はForm Aをサプライヤーから授受しているため、当該Form Aの内容を正として運用を行っている。

^{*1} 地域グループ I：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム

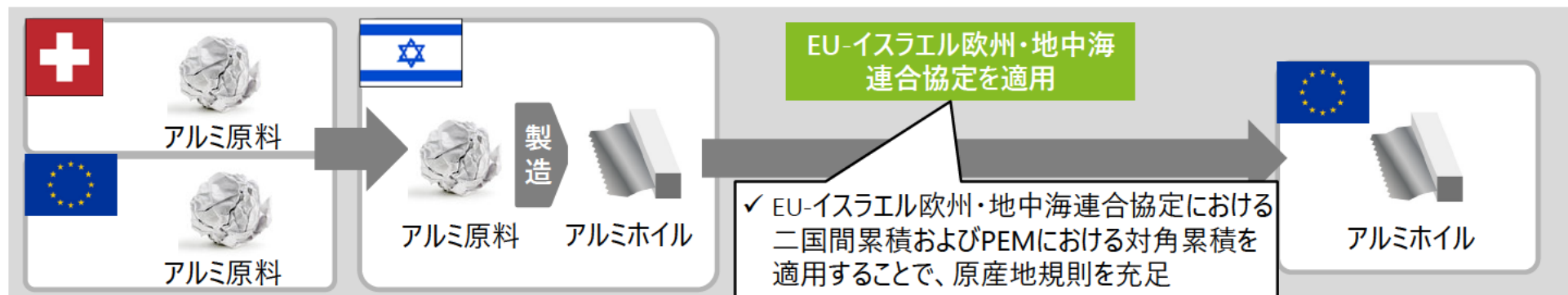
※ 企業における累積の活用事例は、匿名とすることを条件にヒアリング等によって調査を行っているため、機密情報等を適宜割愛している。

EUにおける累積の活用事例

機能材料メーカー D社の事例（1/2）

EU-イスラエル欧州・地中海連合協定、PEMにおける対角累積の活用事例

EU・スイス原産のアルミ原料を使用してイスラエルの工場でアルミホイルを製造し、EUへ輸出



- 機能材料メーカー D社は、EUおよびスイスから供給される原産材料を使用してイスラエルでアルミホイルを製造し、EUへ輸出している。
- 累積を適用しない場合、イスラエルで行われるアルミホイルの製造はEU-イスラエル欧州・地中海連合協定における原産地規則を充足しない。
- しかし、EU原産材料に対してイスラエルで加工が行われる場合、EU-イスラエル欧州・地中海連合協定における域内累積の適用により、当該EU原産材料をイスラエル原産材料と見做すことができる。
- さらに、スイス原産材料に対してイスラエルで加工が行われる場合、PEM^{*1}（PEM: Pan-Euro-Mediterranean Convention - 汎欧州・地中海地域条約）における対角累積の適用により、当該スイス原産材料をイスラエル原産材料と見做すことができる。
- 域内累積および対角累積の活用により、欧州-イスラエル欧州・地中海連合協定における原産地規則を充足し、EUでの輸入時に特惠関税率の適用を受けている。

^{*1} PEMの概要については、33ページを参照

※ 企業における累積の活用事例は、匿名とすることを条件にヒアリング等によって調査を行っているため、機密情報等を適宜割愛している。

機能材料メーカー D社の事例（2/2）

EU-イスラエル欧州・地中海連合協定、PEMにおける対角累積の活用事例（続き）

- D社はサプライヤーへの原産地証明書/サプライヤー証明のリクエストを含め、以下の通り、原産性判定プロセスを自動化している。
 - 原産性判定対象製品の部品表（BOM）を原産性判定システムにアップロードする。
 - 製品のHSコードに基づいて、システム内に登録されている全てのFTAの原産地規則に照らして、原産性判定を行う。
 - 原産地規則を満たす場合、原産性判定が完了する。
 - 原産地規則を満たさない場合、適用される原産地規則に応じて以下の通り原産地証明書/サプライヤー証明のリクエストが進められる。
 - ✓ 原産地規則のうち付加価値基準（VA）を満たさない場合、価格が高い原材料を特定のうえ、当該原材料のサプライヤーに対して原産地証明書/サプライヤー証明のリクエストを生成する。
 - ✓ 原産地規則のうち関税分類変更基準（CTC）を満たさず、且つデミニマス規定^{*1}を適用できない場合、HSコードが十分に変更していない原材料を特定のうえ、当該原材料のサプライヤーに対して原産地証明書/サプライヤー証明のリクエストを生成する。
 - サプライヤー証明のリクエストを生成する場合には、D社の原産性判定ツール内で自動的にサプライヤー証明のフォーマットを生成し、原産性判定ツール内でサプライヤーから承認を得ることで、サプライヤー証明の授受が完了する。
 - サプライヤーから回答を受領すると自動的に原産性の再判定が行われる。

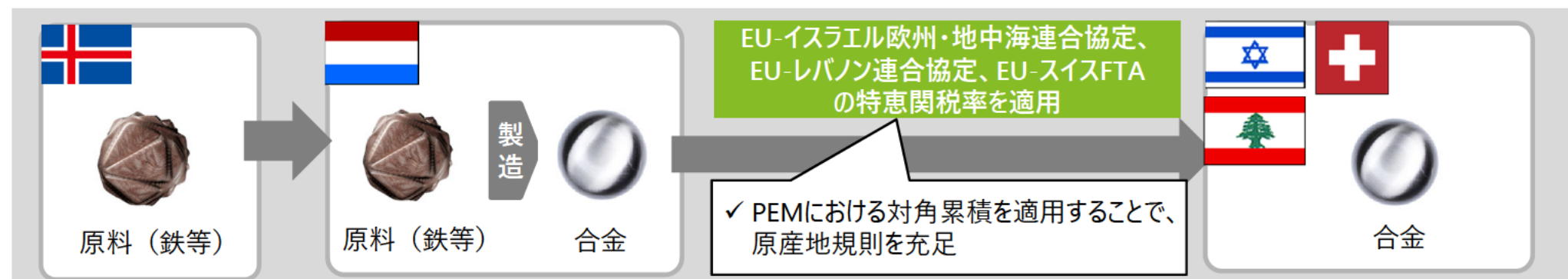
^{*1} 関税分類変更基準（CTC）の適用にあたり、CTCを満たさない（＝協定が定める関税分類番号の変更が起きない）非原産材料の総額又は総重量が特定の割合以下の場合、当該非原産材料については、当該製品が原産品であるか否かを決定する際に考慮しないこととできる規定。

※ 企業における累積の活用事例は、匿名とすることを条件にヒアリング等によって調査を行っているため、機密情報等を適宜割愛している。

合金サプライヤー E社の事例

EEA、PEMにおける対角累積の活用事例

アイスランド原産の原料を使用してオランダで合金を製造し、スイス、イスラエル、レバノンへ輸出



- 合金サプライヤー E社は、アイスランド原産の原料を使用してオランダで合金を製造し、スイス、イスラエル、レバノンへ合金を輸出している。
- E社は従来、調達コストが最も安価であるEU域外のサプライヤーから鉄、鋼、アルミ等の原材料を調達していたが、調達国が対角累積適用対象外の国であったため、オランダで製造される合金はEUが締結する各FTAにおける原産地規則を充足しておらず、スイス、イスラエル、レバノンへの輸入時に、特恵関税率の適用を受けられなかった。
- スイス、イスラエル、レバノンでの輸入時にMFN税率を適用することにより、各国輸入時の関税コストが調達コストの削減によるコストメリットを上回っていたことから、E社はEUと各輸入国が締結するFTAの特恵関税率の適用を受けられるよう、対角累積の適用対象国からの原材料調達を検討し、アイスランドのサプライヤーに調達先を切り替えた。
- これにより、アイスランド原産の原材料に対してPEM^{*1}における対角累積を適用することで、EUが各輸入国と締結しているFTAでの原産地規則を充足し、各国への輸入時に特恵関税率の適用を受けることができるようになった。
- アイスランド原産の原材料は、従来起用していたサプライヤーの原材料と比較すると高価であるが、最終製品である合金をスイス、イスラエル、レバノンへ輸入する際の関税コストを含めてサプライチェーン全体で生じるコストを比較すると、アイスランド原産の原材料を使用した方がコストを低く抑えられている。
- アイスランド原産の原材料は、他の対角累積を適用できない原材料と物理的に区別することなく保管されているが、Accounting Segregation（会計の分離）を活用することにより、アイスランドからの調達量以上の原材料に対して対角累積が不正に適用されることのないよう管理している。

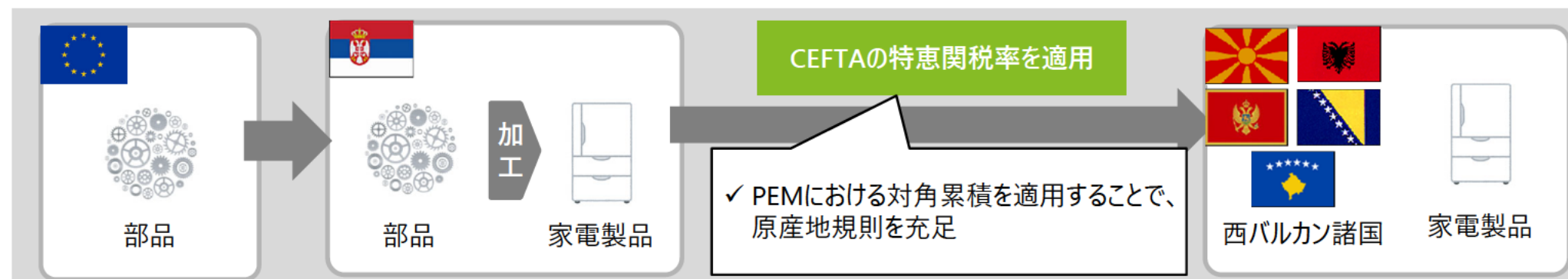
*1 PEMの概要については、33ページを参照

※ 企業における累積の活用事例は、匿名とすることを条件にヒアリング等によって調査を行っているため、機密情報等を適宜割愛している。

家電メーカー F社の事例

SAA、CEFTA、PEMにおける対角累積の活用事例

EU原産部品を使用してセルビアで家電製品を製造し、他のSAA締約国へ輸出



- 家電メーカー F社は、EU原産部品をセルビアへ輸入し、家電製品を製造して、EUとSAA^{*1}（Stabilization and Association Agreements）を締結している他の西バルカン諸国へ輸出している。
- 最終製品である家電製品の価格の50%以上をEU原産部品が占めているが、セルビアで製造加工を行うことにより各部品は各西バルカン諸国とのSAAにおける原産性を失うため、当該家電製品は各西バルカン諸国輸入時に、各SAAでの特恵関税の適用を受けられない。
- しかし、EU原産部品を使用してセルビアにおいて家電製品の製造を行う場合、PEMにおける対角累積を適用することで、EU原産部品をセルビア原産と見做すことができる。
- 対角累積の適用により、CEFTA（Central Europe Free Trade Agreement – 中欧自由貿易協定）における原産地規則を充足し、各西バルカン諸国への輸入時に特恵関税率の適用を受けることができる。
- F社はEUから部品を輸入する際、原産地証明書 EUR. 1 をすべて記録・保管しており、FTAの活用においてITシステムは活用していない。

^{*1} 西バルカン諸国をEU加盟国として受け入れるための準備プロセスの1つで、EUおよび各西バルカン諸国の間でそれぞれ締結され、関税の撤廃を含む市場アクセスの改善が行われている。2021年3月現在、セルビア、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モンテネグロ、コソボがEUとSAAを締結しており、各西バルカン諸国はPEMにも加盟している。

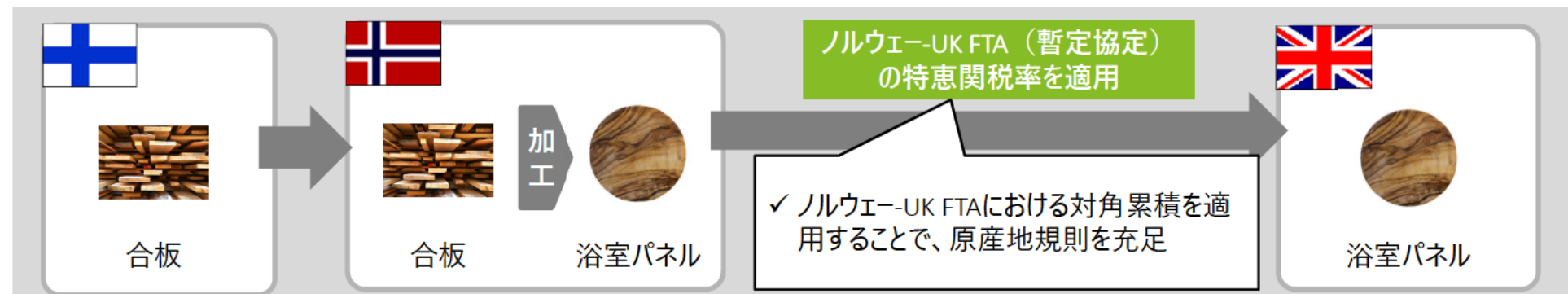
^{*2} PEMの概要については、33ページを参照

※ 企業における累積の活用事例は、匿名とすることを条件にヒアリング等によって調査を行っているため、機密情報等を適宜割愛している。

浴室パネルメーカー G社の事例

ノルウェー-UK FTA（暫定協定）における対角累積の活用事例

フィンランド原産の合板を使用してノルウェーで浴室パネルを製造し、英国へ輸出



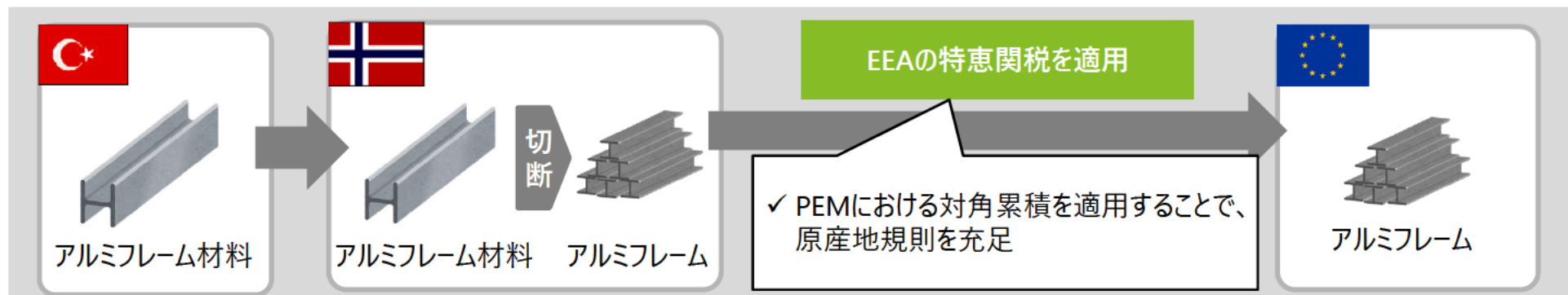
- 浴室パネルメーカー G社は、フィンランド原産の合板を使用してノルウェーで浴室パネルを製造し、英国へ輸出している。
- フィンランド原産の合板は、ノルウェーで加工されることでEUの原産性を失うため、EU-UK TCA（EU-UK Trade and Cooperation Agreement）の適用を受けられない。
- 一方で、ノルウェーで行われる加工のみでは、ノルウェー-UK FTA の原産地規則を充足しない。
- しかし、ノルウェー-UK FTAでは、EUを含む特定の第三国での原産材料に対して対角累積の適用が認められていることから、フィンランド原産の合板をノルウェー原産と見做すことができる。
- 対角累積の適用により、ノルウェー-UK FTAの原産地規則を充足し、英国への輸入時に特惠関税の適用を受けられる。
- なお、ノルウェー-UK FTAは、2021年1月1日から暫定適用が開始されたばかりであることから、現在 G社は、上記の対角累積を用いたノルウェー-UK FTAの特恵関税率の適用可否について、当局と最終確認を進めている。
- G社はフィンランドから合板を輸入する際、原産地証明書 EUR. 1 をすべて記録・保管する予定であり、FTAの活用においてITシステムを活用する予定はない。

※ 企業における累積の活用事例は、匿名とすることを条件にヒアリング等によって調査を行っているため、機密情報等を適宜割愛している。

建材メーカー H社の事例

EEA、トルコ - EFTA、PEMにおける対角累積の活用事例

トルコ原産のアルミフレーム材料をノルウェーで切断加工し、EUへ輸出



- 建材メーカー H社は、トルコ原産のアルミフレーム材料をノルウェーへ輸入し、ノルウェーで切断加工したうえでEUへ輸出している。
- ノルウェーで行われる切断加工のみでは、EEA（European Economic Area）における原産地規則を充足しない。
- しかし、トルコ原産のアルミフレーム材料に対してPEM^{*1}における対角累積を適用することで、アルミフレーム材料をノルウェー原産材料と見做すことができる。
- 対角累積の適用により、EEAにおける原産地規則を充足し、EUへの輸入時に特惠関税率の適用を受けている。
- H社はトルコからアルミフレーム材料を輸入する際、原産地証明書 EUR. 1 をすべて記録・保管しており、FTAの活用においてITシステムは活用していない。

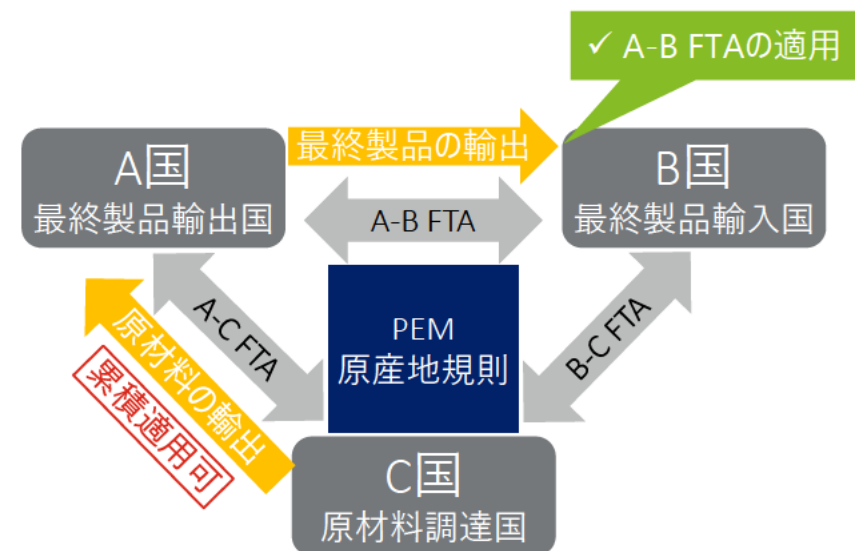
^{*1} PEMの概要については、33ページを参照

※ 企業における累積の活用事例は、匿名とすることを条件にヒアリング等によって調査を行っているため、機密情報等を適宜割愛している。

汎欧州・地中海地域条約（PEM: Pan-Euro-Mediterranean Convention）の概要

PEMによる原産地規則の統一および対角累積の適用

- PEMは、各加盟国・地域間で締結されている約60のFTAの原産地規則を統一することで、各FTAの枠組みを超えて、加盟国・地域間での対角累積の適用を可能とする地域条約である。PEMにより、複数国に跨るサプライチェーンを有する企業は、より効率的・効果的にFTAを活用することが可能となる。
- 2013年に発効し、2021年3月現在までに以下の51カ国が加盟している。
 - EU加盟国
 - EFTA加盟国（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）
 - フェロー諸島
 - 欧州・地中海パートナーシップ（バルセロナ・プロセス）の参加国（アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、パレスチナ、シリア、チュニジア、トルコ）
 - EUとのSAA締結国（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、コソボ）
 - モルドバ共和国
 - ジョージア
 - ウクライナ
- 加盟国等に関する最新情報は、欧州委員会の[ウェブサイト](#)で確認できる。



- ✓ 最終製品の輸出国であるA国と最終製品の輸入国であるB国が、原材料の調達国であるC国とそれぞれFTAを締結している場合、C国の原産材料に対して対角累積の適用が認められる。
- ✓ 対角累積の適用により、A国がC国から調達したC国の原産材料は、A国の原産材料と見做される。
- ✓ これにより、A国およびC国での付加価値を原産価値として原産性判定を行い、B国への輸入時にA国-B国間でのFTAの特恵関税率を適用できる。

日本とEUにおける累積の活用事例を踏まえた考察

日本とEUにおける累積の活用事例を踏まえた考察（1/2）

現行の活用状況および将来の活用見込み

- 本調査において各企業にヒアリングを行った結果、概して日系企業においては、累積を積極的に活用している事例は多くないことを確認した。特にサプライチェーンが重層的かつ複雑な業界では、サプライヤーの管理にかかる手間、検認時に生じるコンプライアンスリスク等を鑑みて、累積を活用しないことを選択する企業も存在することが分かった。こうした業界においては、現時点では、本社にてFTAの統括を行う部門は日本を原産地とする完成品や海外製造用の部品につき、日本が締約するEPAのみを管轄し、海外間で取引される物品についてはFTAの活用に関与していない企業が多く存在する傾向にあり、累積の活用という概念自体が根付いていない企業も見受けられた。しかしながら、一方で、日EU EPAにおける原産資格割合の閾値の上昇、或いはサプライチェーンの多様化による海外からの調達部品の増加等に伴い、今後は、累積規定の活用が回避できないアジェンダになると感じている企業も存在する。
- 一方、繊維業界等のサプライチェーンが比較的複雑ではない業界では、A社のようにEU GSPにおける地域累積を活用したり、B社のようにATIGAにおける域内累積を活用したりしている。しかし、これらの会社においても、累積に関連している製造子会社およびサプライヤーのコンプライアンス体制を徹底的に管理している事例は多くは無く、一定のコンプライアンスリスクを認識したうえで累積を活用していると言える。また、日本がEPAを締約し始める以前よりEU GSPやATIGA（旧CEPT）を海外取引間において積極的に活用してきた企業は、C社のようにEU GSPにおける地域累積等の累積規定を活用しており、長い時間を掛けてサプライヤー管理の体制や手法を築いてきた結果と言える。
- EUにおいては、PEMを中心として累積にかかる概念が広く認識されており、E社のように、コスト最適化を目的として調達先の変更を行い、戦略的に累積を活用する事例も存在する。E社の事例では、対角累積の対象外となっている国に拠点をおく企業の市場競争力が間接的に低下していることを意味し、このことは、今後アジア域内においても拡張累積等の適用が広く認識されるようになった場合、日本がその対象国となっていないことで間接的に企業の市場競争力が低下する可能性があることを示唆している。
- サプライチェーンが複雑な業界においては、D社のようにITシステムを活用し、サプライヤーとのコミュニケーションの円滑化、原産性判定の自動化に取り組んでいる。欧米では日本と比べて、FTAのみならず貿易業務全般（品目分類、輸出入申告、輸出管理、原産地管理等）において、必要十分な予算と工数を割いてITシステムを活用している事例が多く存在する。
- 上記の現状を鑑み、今後日本が拡張累積等のネットワークを広げていくにあたっては、制度設計のみならず、輸出者、輸入者、生産者、サプライヤー等、関連する企業が効率的・効果的にFTAを活用するための仕組みづくりが重要と考えられる。

日本とEUにおける累積の活用事例を踏まえた考察（2/2）

現行の活用状況および将来の活用見込み（続き）

- 特に原産性判定時および検認時においては、一次サプライヤー以外のサプライヤーを含む各国のサプライヤーと、原産性判定にかかるコミュニケーションを適切に且つ円滑に行うことが必要となる。サプライチェーンが重層的かつ複雑であるためにマニュアルでの対応が困難を極める企業においては、原産地管理を行うためのITシステムの導入も有効な手段と考える。更に、企業のみならず各国の当局を含め、関連する証憑を機密性を担保した形で共有するためのプラットフォームの提供等が、累積活用の利便性を高めるための有効な手段として考えられる。
- また、特に日系企業においては、前述のITシステムのみならず、FTAの活用や関税の管理のために予算を割けていない企業が多く見受けられる。そのため、FTA活用のための社内体制を整備したりサプライヤー管理のために人員を確保したりすることが十分ではない企業が多いのが実情である。EUにおけるE社のように、FTAを活用するためにサプライヤーを切り替える、といった事例も極めて稀であり、あくまでも既存のサプライチェーンを所与のものとした上で可能な範囲でFTAを活用する、という企業が大多数であると考えられる。拡張累積を含めた累積規定の効果的な活用、更にはFTAの活用を推進するためには、担当者のみならず、マネジメント層、経営層がFTAのメリットを認識することが重要であると言える。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。



IS 669126 / ISO 27001